

【外務委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において外務委員会に付託された案件は、条約16件（うち1件は第128回国会継続議案）及び内閣提出の法律案1件であり、条約16件が承認され、法律案1件が可決された。また、本委員会付託の請願3種類6件は、保留とされた。

〔条約及び法律案の審査〕

児童の権利に関する条約（第128回国会継続議案）は、18歳未満の者を児童とし、児童の生命に対する固有の権利、表現の自由、思想の自由、社会保障並びに教育についての権利等について定めるとともに、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように、締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずること等を定めるものである。

委員会においては、条約の名称及び訳語、留保及び解釈宣言を行う理由、条約の履行に係る国際協力、条約実施のための国内措置、広報活動のための方策などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、モントリオール議定書のもとで、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものである。

委員会においては、オゾン層破壊物質、オゾン層破壊の現況などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書は、現行の1982年の国際電気通信条約及び紛争の義務的解決に関する選択追加議定書にかわるものであり、憲章等の恒久文書化に伴う規定の整備、連合の組織の改革等を図るとともに、憲章等の解釈、適用に関する紛争の義務的仲裁の手続等について定めるものである。

委員会においては、我が国が条約署名時に行った2つの宣言の意味などについて質疑を行い、全会一致で承認した。

1993年の国際ココア協定は、1986年の協定にかわるものであり、これまで採用していた緩衝在庫制度を廃止し、ココアの生産管理制度及び消費振興策等を採用することにより、世界のココア市場の安定に寄与しようとするものである。

委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定、航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定、航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定、航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定及び航空業務に関する日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定は、我が国と各6カ国との間に定期航空業務を開設することを目的として、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、我が国と相手国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めるものである。

委員会においては、国際航空業務の現状、航空協定締結の基準、我が国航空企業の国際競争力の強化、関西国際空港の利用見通しなどについて質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定は、現行の租税条約にかわるものであり、現行条約と同様に、経済的、人的交流に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合には、これを排除することを目的として、我が国とシンガポールとの間で課税権を調整しようとするものである。

委員会においては、移転価格税制の効果、みなし外国税額控除制度のあり方などについて質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書及び1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する条約（民事条約）及び油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する条約（基金条約）における船舶の所有者の責任の限度額をあらわす単位及び国際基金による補償の額等をあらわす単位を、それぞれ金フランから国際通貨基金の定める特別引

き出し権（SDR）に改めるものであり、1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書及び1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書は、民事条約の適用範囲を拡大し、同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げること、及び基金条約の適用範囲を拡大し、同条約における国際基金による補償の最高額を引き上げること等の改正を行うものである。

委員会においては、適用水域拡大の意義、油濁損害に対する補償の充実等について質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及びエリトリアに大使館を、アラブ首長国連邦のドバイに総領事館をそれぞれ新設すること、パラグアイのエンカルナシオン領事館を廃止すること、新設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること等を内容とするものである。

委員会においては、在外公館の新設及び廃止の理由、外務公務員5,000人体制実現の見通し、在外公館の国有化率等について質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査・委嘱審査〕

6月3日、柿澤外務大臣から所信を聴取し、質疑を行った。

なお、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度外務省関係予算の審査を行い、在外公館の運営経費の充実、ODA第5次中期目標の達成見通し、ODAの質的改善、文化交流の強化、アンコールワットを含む文化遺跡等の保存のための協力、小規模無償資金協力の拡充、援助政策におけるWID（女性と開発）の位置づけなどについて質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成6年3月29日（火）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

(第128回国会閣条第4号) (衆議院送付)

について羽田外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、防衛庁、法務省、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(第128回国会閣条第4号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年6月3日(金) (第2回)

最近の国際情勢について柿澤外務大臣から所信を聴いた。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第5号)

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

(閣条第7号)

1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上4件について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省及び公安調査庁当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第5号・閣条第6号・閣条第7号・閣条第14号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号) (衆議院送付)

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

以上7件について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、運輸省、国税庁及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第1号・閣条第2号・閣条第3号・閣条第4号・閣条第8号・閣条第15号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

（閣条第9号）

賛成会派 自、社、新緑、公、無

反対会派 共

○平成6年6月22日（水）（第4回）

理事の補欠選任を行った。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（外務省所管）について柿澤外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、外務省、環境庁及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条

約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）
1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件

（閣条第12号）（衆議院送付）

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件

（閣条第13号）（衆議院送付）

以上4件について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号・閣条第11号・閣条第12号・閣条第13号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年6月23日（水）（第5回）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について柿澤外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第25号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、無

反対会派 なし

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第807号外5件を審査した。

国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・条 約 (16件)

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
1	航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	6. 4. 1	6. 6. 8	6. 6. 20 承認	6. 6. 22 承認	6. 5. 20	6. 6. 8 承認	6. 6. 8 承認	
2	航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 8 承認	6. 8 承認	
3	航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 8 承認	6. 8 承認	
4	航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	4. 1	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 8 承認	6. 8 承認	
5	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	参	4. 1	5. 25	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 20 (予)	継 続 審 査		

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
6	国際電気通信連合憲章及び 国際電気通信連合条約の締結 について承認を求めるの 件	参	6. 4. 1	6. 5. 25	6. 6. 3 承認	6. 6. 6 承認	6. 5. 20 (予)	継続審査		
7	国際電気通信連合憲章、国 際電気通信連合条約及び業 務規則に係る紛争の義務的 解決に関する選択議定書の 締結について承認を求める の件	〃	4. 1	5. 25	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 20 (予)	継続審査		
8	航空業務に関する日本国と ジョルダン・ハシェミット 王国との間の協定の締結に ついて承認を求めるの件	衆	4. 22	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 6. 8 承認	6. 6. 8 承認	
9	所得に対する租税に関する 二重課税の回避及び脱税の 防止のための日本国政府と シンガポール共和国政府と の間の協定の締結について 承認を求めるの件	〃	4. 22	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 8 承認	6. 8 承認	
10	1969年の油による汚染 損害についての民事責任に 関する国際条約の議定書の 締結について承認を求める の件	〃	4. 22	6. 21	6. 22 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 17 承認	6. 21 承認	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
11	1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件	衆	6. 4. 22	6. 6. 21	6. 6. 22 承認	6. 6. 22 承認	6. 5. 20	6. 6. 17 承認	6. 6. 21 承認	
12	1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 22	6. 21	6. 22 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 17 承認	6. 21 承認	
13	1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 22	6. 21	6. 22 承認	6. 22 承認	5. 20	6. 17 承認	6. 21 承認	
14	1993年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件	参	4. 22	5. 25	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 20 (予)	継続審査		
15	航空業務に関する日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	5. 31	6. 8	6. 20 承認	6. 22 承認	5. 31	6. 8 承認	6. 8 承認	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
128 - 4	児童の権利に関する条約の締結について承認を求め るの件	衆	5. 11. 26	6. 3. 7	6. 3. 29 承認	6. 3. 29 承認	6. 1. 31	6. 3. 4 承認	6. 3. 7 承認	第 128 回国会 衆継続

・内閣提出法律案（1件）

注 ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※25	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 18	6. 6. 23 (予)	6. 6. 23 可決	6. 6. 23 可決	6. 5. 20 内閣	6. 6. 21 修正	6. 6. 23 修正	

(4) 成立議案の要旨

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

我が国とブルネイ・ダルサラーム国との間の定期航空路開設については、1987年（昭和62年）以来、ブルネイ側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）9月に交渉が行われた結果、同年11月29日に東京においてこの協定が署名された。この協定は、我が国とブルネイとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的とし

て輸送力を供給する。

- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－中間の2地点－バンドル・スリ・ブガワン」、ブルネイ側は「ブルネイ国内の地点－マニラ－大阪」とする。

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

我が国とモンゴル国との間の定期航空路開設については、1988年（昭和63年）以来、モンゴル側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年に至り、両国間の人的往来が急速に増加したこともあり、両国間の定期航空路線を開設し得る状況になったと判断されたこと及び1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）10月に交渉が行われた結果、同年11月25日に東京においてこの協定が署名された。この協定は、我が国とモンゴルとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。

- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－ウランバートル」、モンゴル側は「モンゴル国内の地点－大阪」とする。

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

我が国とハンガリー共和国との間の定期航空路開設については、1989年（平成元年）以来、ハンガリー側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）11月以来、交渉が行われた結果、1994年（平成6年）2月23日にこの協定がブダペストにおいて署名された。この協定は、我が国とハンガリーとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相

手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の1地点－モスクワ－後に特定されるヨーロッパ内の2地点－ブダペスト」、ハンガリー側は「ハンガリー国内の1地点－後に特定されるヨーロッパ内の2地点－モスクワ－大阪」とする。

航空業務に関する日本国と南アフリカ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

我が国と南アフリカ共和国との間の定期航空路開設については、1992年（平成4年）以来、南アフリカ側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年に至り、南アフリカにおいて民主的国家実現に向けての歴史的な改革が進展していることを考慮し、また、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成

5年) 7月に交渉が行われた結果、1994年(平成6年) 3月8日にプレトリアにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国と南アフリカとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、附属書に定められた路線(特定路線)において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの2地点－ヨハネスバーグ」、南アフリカ側は「南アフリカ国内の地点－東南アジア内の地点及び香港のうちのいずれかの2地点－大阪」とする。

航空業務に関する日本国とジョルダン・ハシェミット王国との間の協定の
締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要旨】

我が国とジョルダン・ハシェミット王国との間の定期航空路開設については、1971年（昭和46年）以来、ジョルダン側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1994年（平成6年）1月以降、交渉が行われた結果、同年4月13日にアンマンにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とジョルダンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可

を受ける。

- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側は「日本国内の地点－後に特定される中間の1地点－アンマン」、ジョルダン側は「ジョルダン国内の地点－デリー－大阪」とする。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要旨】

この協定は、1971年（昭和46年）に締結されたシンガポールとの現行租税条約（1981年（昭和56年）の改正を含む。）にかわるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 協定の対象税目は、日本においては所得税、法人税及び住民税、シンガポールにおいては所得税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 投資所得に対する源泉地国税率は、配当については一般の配当は15%、親子会社間は5%、利子については10%、使用料については10%に制限する。
- 6 不動産の譲渡収益及び恒久的施設または固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 7 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するかまたは183日を超える期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得または前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 8 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務または芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 9 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に

基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件のもとに相手国において免税される。

10 我が国及びシンガポールにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。

11 シンガポールに対して認められる「みなし外国税額控除」の適用は、2000年（平成12年）12月31日後に開始する各課税年度について効力を失う。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

この議定書は、1976年（昭和51年）11月にロンドンで作成されたものであり、1969年（昭和44年）11月に作成された「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（1976年（昭和51年）9月1日に我が国について効力発生。）における船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を金フランから国際通貨基金（IMF）の定める特別引出権（SDR）に改めるものである。

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要旨】

この議定書は、1976年（昭和51年）11月にロンドンで作成されたものであり、1971年（昭和46年）12月に作成された「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（1978年（昭和53年）10月16日に我が国について効力発生。）における国際基金による補償の額等をあらゆる単位を金フランから国際通貨基金（IMF）の定める特別引出権（SDR）に改めるものである。

1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

【要旨】

この議定書は、1969年（昭和44年）11月に作成された「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（以下、「69年民事責任条約」という。1976年（昭和51年）9月1日に我が国について効力発生。）の適用範囲を拡大

し、及び同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げる等の改正を行うため、1992年（平成4年）11月にロンドンで作成されたものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 締約国の領域及び締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従って決定する水域であって、領海の幅を測定するための基線から200海里を超えないもの等において生ずる汚染損害等について、改正後の69年民事責任条約を適用する。
- 2 汚染損害の賠償の請求を行うことができない相手の者（船舶の所有者以外の者）として、水先人その他船舶のために役務を提供する者で乗組員以外のもの、船舶の傭船者等を加える。
- 3 2以上の船舶が関係する事故が生じ、それによって汚染損害が生じた場合には、それらのすべての船舶の所有者は、合理的に分割することができない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。
- 4 船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、トン数5,000単位を超えない船舶については、300万計算単位及びトン数5,000単位を超える船舶については、それを超える部分についてトン数1単位当たり420計算単位で計算した計算単位と300万計算単位とを合算した計算単位に相当する金額に制限できる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、5,970万計算単位を超えないものとする。「計算単位」は、国際通貨基金の定める特別引出権（SDR）とする。
- 5 事故が1もしくは2以上の締約国の領域もしくは200海里水域等において汚染損害をもたらし、または当該領域もしくは当該200海里水域等における汚染損害を防止もしくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。
- 6 69年民事責任条約附属書に示す保険その他の金銭上の保証に関する証明書の様式をこの議定書の附属書に示す様式に改める。

1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する1992年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

【要旨】

この議定書は、1971年（昭和46年）12月に作成された「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（以下、「71年国際基金設立条約」という。1978年（昭和53年）10月16日に我が国について効力発生。）の適用範囲を拡大し、及び同条約における国際基金による補償の最高額を引き上げること等の改正を行うため、1992年（平成4年）11月にロンドンで作成されたものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 締約国の領域及び締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従って決定する水域であって、領海の幅を測定するための基線から200海里を超えないもの等において生ずる汚染損害等について、改正後の71年国際基金設立条約を適用する。
- 2 基金による補償の総額の最高額は、1億3,500万計算単位とするが、いずれかの三の締約国の領域内で前暦年中に受け取られた抛出油についてその量が合計6億トン以上となる期間がある場合において、当該期間中に生じた事故については、2億計算単位とする。
- 3 船舶の所有者等に対する補てんの制度を廃止する。
- 4 基金への当初抛出金を廃止する。
- 5 締約国が抛出者に関する情報の通知及び送付を基金の事務局長に対して行う義務を履行しない結果として基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。
- 6 基金の理事会を廃止する。

航空業務に関する日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要旨】

我が国とヴェトナム社会主義共和国との間の定期航空路開設については、1990年（平成2年）以来、ヴェトナム側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が

逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年に至り、経済分野を中心とする両国関係の飛躍的拡大に伴い、両国間の人的往来が急速に増加したこともあり、両国間の定期航空路線を開設し得る状況になったと判断されたこと及び1994年（平成6年）9月に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、1993年（平成5年）9月以降、交渉が行われた結果、1994年（平成6年）5月23日にハノイにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とヴェトナムとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができる**も**に、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が運営することのできる特定路線は、日本側が「大阪及び（または）後に合意される日本国内の他の1地点－後に合意されるアジア

ア内の中間の1地点－ホーチミン・シティ及び（または）後に合意されるヴェトナム国内の他の1地点」、ヴェトナム側は「ホーチミン・シティ及び（または）後に合意されるヴェトナム国内の他の1地点－後に合意されるアジア内の中間の1地点－大阪及び（または）後に合意される日本国内の他の1地点」とする。

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

（第128回国会閣条第4号）

【要旨】

本条約は、1989年（平成元年）11月20日に第44回国連総会において採択され、翌年9月2日に効力を発生したものであり、生命に対する固有の権利、表現の自由、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように、締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずること等を定めている。その主な内容は次のとおりである。

- 1 本条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により、より早く成年に達したものを除く。
- 2 締約国は、児童またはその父母等の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、社会的出身、財産、心身障害等にかかわらず、いかなる差別もなしに本条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 3 児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される。
- 4 締約国は、本条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。
- 5 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。
- 6 締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認め、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲内において確保する。
- 7 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する。

- 8 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方または双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する。
- 9 家族の再統合のための児童またはその父母による締約国への入国または締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。
- 10 締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。
- 11 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重し、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 12 締約国は、虐待、放置、搾取等から児童を保護するためのすべての適切な措置をとる。
- 13 締約国は、難民の地位を求めている児童または難民と認められている児童が適切な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適切な措置をとる。
- 14 締約国は、精神的または身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件のもとで十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 15 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認め、必要な措置をとる。
- 16 締約国は、教育についての児童の権利を認め、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。
- 17 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となりもしくは教育の妨げとなりまたは健康もしくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 18 締約国は、いかなる児童も、拷問または他の残虐な刑罰等を受けないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。

19 締約国は、本条約の原則及び規定を成人及び児童に広く知らせることを約束する。

20 本条約の義務履行の達成に関する締約国による進捗状況を審査するため、児童の権利に関する委員会を設置する。締約国は、本条約で認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて同委員会に提出することを約束する。同委員会は、提案及び勧告を行うことができる。

なお、我が国は、本条約の締結に当たり、自由を奪われたすべての児童（18歳未満の者）が成人（18歳以上の者）から分離されなければならない旨の規定（第37条(c)第2文）に関し、我が国においては、自由を奪われた者については、国内法上原則として、20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定に拘束されない権利を留保するとともに、児童の父母からの分離についての規定（第9条1）及び家族の再統合のための出入国についての規定（第10条1）に関し解釈宣言を行うこととしている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアルマティに変更する。
- 2 在キルギスタン日本国大使館の名称を在キルギス日本国大使館に、位置の国名をキルギスに変更する。
- 3 在マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 4 在エンカルナシオン日本国領事館を廃止する。
- 5 在ナホトカ日本国総領事館に係る規定を削除する。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。